

自家用電気工作物保安管理業務標準内容

栗原市築館B & G海洋センター体育館、栗原市築館野球場、栗原市築館体育センター及び栗原市築館多目的競技場の自家用電気工作物の機能を最良の状態に保つため、電気事業法等の関係法令に準拠して保守点検を実施すること。

1 保守点検する設備の数量

(対象自家用電気工作物) 3台

	施設名	受電設備容量(kVA)	受電電圧(V)
1	栗原市築館B & G海洋センター体育館 (栗原市築館字荒田沢41番地241)	80	6,600
2	栗原市築館野球場 (栗原市築館字荒田沢41番地241)	160	6,600
3	栗原市築館体育センター (栗原市築館高田二丁目8番12号)	350	6,600
	栗原市築館多目的競技場 (栗原市築館高田二丁目8番12号)		

2 保守点検の内容

- (1) 定期点検（月次点検「毎月」及び年次点検「年1回」）、臨時点検（事故発生時必要の都度実施）を実施し、巡視点検測定及び試験の結果、不良箇所があるときは必要な指導及び助言を受けること。
- (2) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等の指導を受けるとともに、事故原因の究明に協力を受け、再発防止対策の指導を受け、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規定に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導を受けること。
- (3) 電気関係法令に基づく立入検査の立会いを行うこと。

3 保守点検の報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、関係法令に定められたものを提出すること。
- (2) 保守点検の結果、改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出すること。
- (3) 保守点検完了後、報告書を1部作成し、提出すること。

浄化槽維持管理業務標準内容

栗原市築館B&G海洋センター体育館、栗原市築館B&G海洋センタープール、栗原市築館野球場及び栗原市築館陸上競技場の浄化槽の機能を最良の状態に保つため、浄化槽法等の関係法令に準拠して保守点検と水質検査を実施すること。

1 保守点検する設備の数量

	施設名	種別 (処理方式)	規模	数量
1	栗原市築館B&G海洋センター体育館 (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	合併処理浄化槽 (分離接触ばっ気)	150人槽	1基
	栗原市築館B&G海洋センタープール (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)			
2	栗原市築館野球場 (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	単独処理浄化槽 (分離接触ばっ気、 三次処理付)	35人槽	1基
3	栗原市築館陸上競技場 (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	小型合併処理槽 (分離接触ばっ気)	40人槽	1基

2 保守点検、清掃の内容

(1) 保守点検・消毒

築館B&G海洋センター体育館、築館B&G海洋センタープールは、1カ月に2回実施すること。

築館野球場、築館陸上競技場は、1カ月に1回実施すること。

(2) 法定点検（浄化槽法第11条）、水質検査は1年に1回実施すること。

(3) 清掃は、浄化槽法第9条の規定に基づき、1年に1回実施すること。

(4) 臨時点検は、異常が発生した場合又は異常の発生の恐れがある場合に実施すること。

3 保守点検、清掃の報告書

(1) 保守点検報告書及び清掃報告書の様式は、消化槽法等に定められたものを提出すること。

(2) 保守点検及び清掃の結果、改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出すること。

(3) 保守点検及び清掃完了後、報告書を1部作成し、提出すること。

消防用設備保守点検業務標準内容

栗原市築館B & G海洋センター体育館、栗原市築館B & G海洋センタープール、栗原市築館野球場、栗原市築館陸上競技場、栗原市築館体育センター及び栗原市築館多目的競技場の消防用設備の機能を最良の状態に保つため、消防関係法令等に準拠して保守点検を実施すること。

1 保守点検の実施

消防関係法令に基づき、機器点検と総合点検を実施すること。

2 保守点検業務対象施設の消防設備

(1) 栗原市築館B & G海洋センター体育館

項目	規格	数量
消火器具	粉末（A—10）	6本
自動火災報知設備	予備電源・非常電源（内蔵型）	一式
	受信機・中継器	一式
	感知器 熱感知 スポット型差動式	16個
	スポット型定温式	1個
	分布型差動式	18個
	煙感知 スポット型光電式	1個
	発信機P型2級	2個
音響装置	一式	
誘導灯及び誘導標識	誘導標識（避難口）	5枚
配線	自動火災報知設備	一式

(2) 栗原市築館B & G海洋センタープール

項目	規格	数量
消火器具	粉末（A—10）	2本

(3) 栗原市築館野球場

項目	規格	数量
消火器具	粉末（A—10）	3本
非常警報設備	非常電源（内蔵型）	一式
	非常ベル・自動式サイレン	一式
非常放送設備	非常電源（内蔵型）	一式

	非常ベル・自動式サイレン	一式
誘導灯及び誘導標識	誘導灯（避難口） B級BL形	1台
	誘導灯（通路） C級	2台
配線	非常警報設備、非常放送設備、誘導灯	一式

(4) 栗原市築館陸上競技場（管理棟）

項目	規格	数量
消火器具	粉末（A-10）	4本
非常警報設備	非常電源（内蔵型）	一式
	非常ベル・自動式サイレン	一式
	放送設備	一式
誘導灯及び誘導標識	誘導標識（避難口）	5枚

(5) 栗原市築館陸上競技場（観覧場、倉庫棟）

項目	規格	数量
消火器具	観覧場 粉末（A-10）	2本
	東側倉庫 粉末（A-10）	1本
	倉庫棟 粉末（A-10）	2本
誘導灯及び誘導標識	観覧場 誘導標識（避難口）	2枚

(6) 栗原市築館体育センター

項目	規格	数量	
消火器具	粉末（A-10）	6本	
自動火災報知設備	予備電源・非常電源（内蔵型）	一式	
	受信機・中継器	一式	
	感知器 熱感知 スポット型差動式	スポット型定温式	2個
		分布型差動式	8個
	煙感知 スポット型光電式	1個	
	発信機P型1級	2個	
	音響装置	一式	
	非常警報設備	非常電源（内蔵型）	一式
放送設備		一式	
誘導灯及び誘導標識	誘導標識（避難口）	6枚	
配線	自動火災報知設備、非常警報設備	一式	

(7) 栗原市築館多目的競技場（管理棟）

項目	規格	数量
消火器具	粉末（A-10）	6本

自動火災報知設備	予備電源・非常電源（内蔵型）	一式
	受信機・中継器	一式
	感知器 熱感知 スポット型差動式	21個
	スポット型定温式	6個
	煙感知 スポット型光電式	5個
	発信機P型1級	2個
	音響装置	一式
非常警報設備	放送設備（スピーカー）	一式
誘導灯及び誘導標識	誘導標識（避難口）	5枚
	誘導標識（通路）	1枚
配線	自動火災報知設備、非常警報設備	一式

(8) 栗原市築館多目的競技場（観覧席A、観覧席B）

項目	規格	数量
消火器具	観覧席A 粉末（A-10）	1本
	観覧席B 粉末（A-10）	1本

4 保守点検の内容

保守点検業務にあたっては、「消防用設備等の点検の基準および消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日付号外消防庁告示第14号）」により実施すること。

5 保守点検の報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（昭和50年4月1日付号外消防庁告示第3号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日付号外消防庁告示第14号）」に定められたものを提出すること。
- (2) 保守点検の結果、消防設備等の改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出すること。
- (3) 保守点検完了後、報告書を1部（消防署への3年に一度の報告の年は2部）作成し提出し、3年間保存すること。

機械警備業務標準内容

栗原市築館B & G海洋センター体育館、栗原市築館野球場、栗原市築館陸上競技場、栗原市築館体育センター及び栗原市築館多目的競技場の休業日、夜間における火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の抑制効果、事故の早期発見及び拡大防止のため、機械警備を実施すること。

1 警備機械の設置等

警備業務に必要な警報機及び付帯する一切の装置を設置すること。

2 機械警備の実施時間

- (1) 警備の開始は、築館B & G海洋センター体育館、築館野球場管理棟、築館陸上競技場管理棟、築館体育センター及び築館多目的競技場管理棟を退場する際に装置をセットした時からとする。また、入場し装置を解除した時点で終了とする。
- (2) 火災警備は終日とする。

3 事故発生時の対応

(1) 火災発生時

休業日、夜間に火災発生を受信したときは、消防機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ適切な処置を講じ、栗原市に通報すること。（緊急対策連絡網を作成しておくこと。）

(2) 盗難、破壊等発生時

休業日、夜間に盗難、破壊等を受信したときは、直ちに警察機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ、その状況により栗原市に連絡すること。

4 鍵等の貸与

機械警備業務受託者に鍵及びキーカード等を貸与するものとし、その管理義務を負わせ、目的外使用及び第三者への貸与、譲渡を禁じること。

5 業務報告書

- (1) 報告書の様式は、任意様式とする。
- (2) 毎月月末に報告書を1部作成し、提出すること。

受水槽清掃業務標準内容

栗原市築館B & G海洋センター体育館、栗原市築館陸上競技場及び栗原市築館多目的競技場で日常使用する水道水の受水槽設備及び消火栓水槽の清掃を実施し、設備の保全を図るものとする。

1 清掃業務の実施

受水槽・消火栓水槽の清掃は、「水道法」及び「県条例」の規定に基づき行う。

また、日常使用する飲料水の衛生及び安全性を確保することと、その設備の保全を図るものとする。

2 清掃設備

	施設名	種別	材質、構造	容量	数量
1	栗原市築館B & G海洋センター体育館 (栗原市築館字荒田沢41番地241)	受水槽	FRP製 地上式1槽	5 m ³	1基
2	栗原市築館陸上競技場 (栗原市築館字荒田沢41番地241)	受水槽	FRP製 地下式1槽	7.5 m ³	1基
3	栗原市築館多目的競技場 (栗原市築館高田二丁目8番12号)	受水槽	鋼板製 地上式2槽	4.8 m ³	1基

3 清掃の内容

(1) 施工内容

- ①水槽内洗浄
- ②水槽内消毒
- ③設備点検 (ポンプ・FM弁・浮子弁・電極棒・配管・その他)
- ④残留塩素測定 (清掃前・清掃後)
- ⑤水質検査 (色度・濁度・臭気・味・PH値・硝酸性窒素及び亜硝酸窒素塩素イオン・過マンガン酸カリウム消費量・一般細菌・大腸菌群残留塩素)

(2) 留意事項

- ①清掃従事者は、当日の健康状態が良好で概ね3ヶ月以内に健康診断と検便の受検済者であること。
- ②使用器具、用具、貯水車、作業衣及び長靴等は消毒済のものを使用し作業は衛生的に行うこと。
- ③水槽には立入禁止等の掲示を行うとともに、ネットフェンスなどにより関係者

以外の者が容易に近づけないようにすること。また、槽内に入る場合には、十分に換気を行い酸欠には特に注意すること。

④作業時には必ずヘルメットを着用し、必要に応じて命綱を使用すること。

⑤外梯子及び内梯子の昇り降りに際しては、事前に腐食等による損傷がないかを確認し、安全带等の安全策を講じた後、注意して昇降すること。

⑥各水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物の除去は、できるだけ高圧洗浄により除去すること。また、衛生上有害な材料による補修等は実施しないこと。

⑦消毒洗浄は、洗浄汚水の排除を完全に行った後2回行い、消毒排水の排除も完全に行うこと。なお、消毒終了後は水槽内に立ち入らないこと。

⑧各水槽内の水張り後、末端給水栓で採水し、色度、濁度、臭気、味等の水質検査と遊離残留塩素の測定を行うこと。

4 報告書の提出

清掃業務を実施後、業務完了報告書を作成し提出するものとする。

受水槽法定検査業務標準内容

栗原市築館陸上競技場の日常使用する水道水の受水槽において、安全で衛生的な飲料水を確保するため、水道法等の関係法令に準拠して検査を実施すること。

1 定期検査の実施

受水槽の検査は、「水道法」及び「県条例」の規定に基づき行う。

2 定期検査受水槽

施設名	種別	材質、構造	容量	数量
栗原市築館陸上競技場 (栗原市築館字荒田沢41番地241)	受水槽	FRP製 地下式1槽	7.5 m ³	1基

3 定期検査の内容

- (1) 水槽等、施設の外観検査
- (2) 給水栓における水質の検査
- (3) 書類検査

4 定期検査の方法

- (1) 定期点検は1年に1回とし、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けること。
- (2) 検査完了後、検査結果及び根拠書類を5年間保存すること。

芝管理業務標準内容

栗原市築館野球場及び栗原市築館陸上競技場の芝生を最良の状態に保つため、生育及び維持管理を実施し、施設利用者の支障とならないよう適正な環境の維持に努めること。

1 業務対象施設及び業務内容

(1) 栗原市築館野球場

業務場所	面積	業務内容（年間実施回数）			
		薬剤除草	病虫害防除	目土散布	
1	メイングラウンド（内野）	2,710 m ²	2回	—	—
2	メイングラウンド（外野）	7,470 m ²	2回	1回	1回
3	メイングラウンド（スタンド）	640 m ²	2回	—	—
4	サブグラウンド（内野）	2,000 m ²	2回	—	—
5	サブグラウンド（外野）	4,800 m ²	2回		

(2) 栗原市築館陸上競技場

業務場所	面積	業務内容（年間実施回数）			
		薬剤除草	病虫害防除	目土散布	
1	インフィールド	7,760 m ²	2回	1回	1回
2	アウトフィールド（平面）	4,250 m ²	2回	—	1回
3	アウトフィールド（法面）	930 m ²	2回	—	—
4	補助競技場（平面）	4,307 m ²	2回	—	1回

(3) その他維持管理について

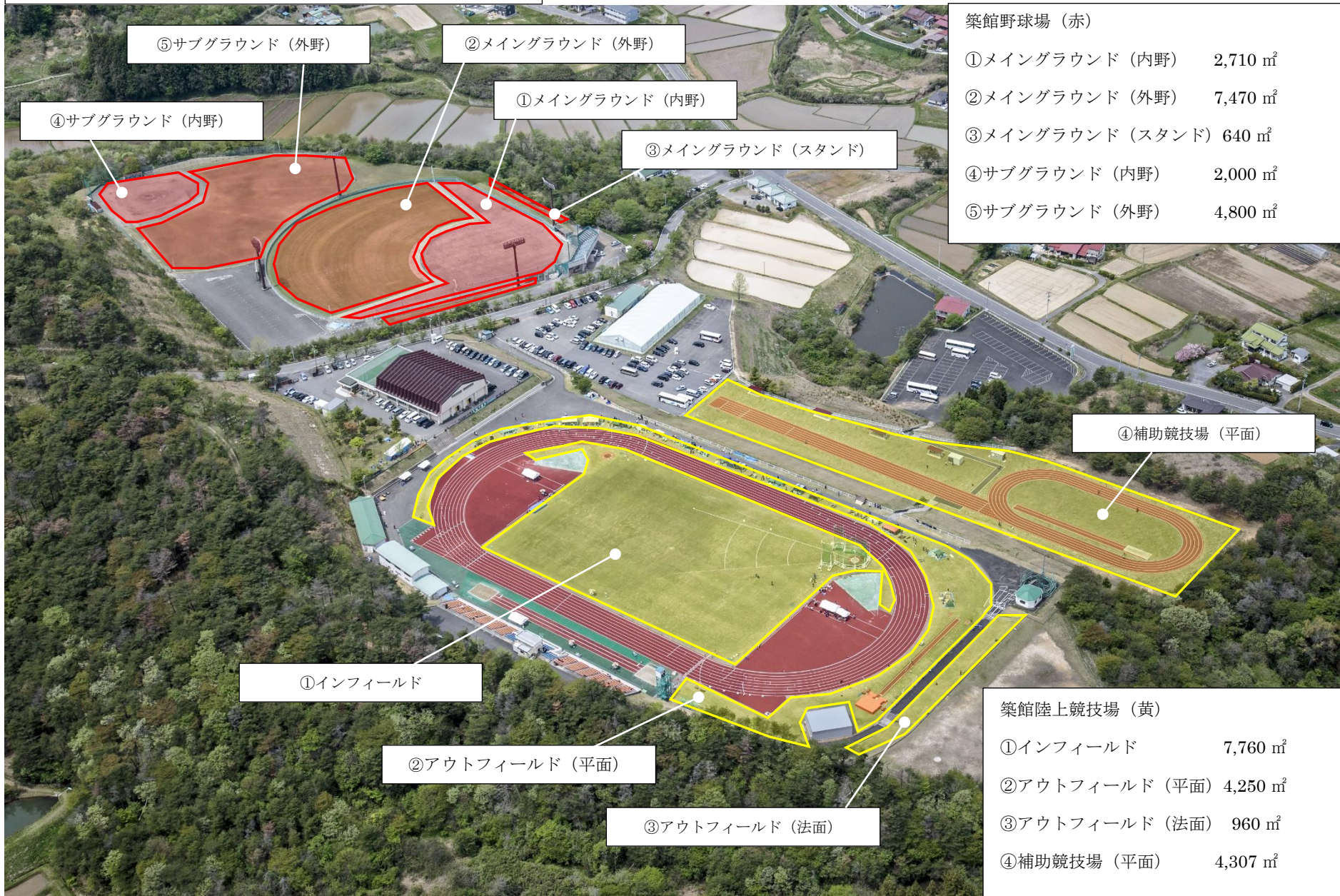
①生育状況に合わせて、適宜、芝刈及び施肥を行うこと。

- ②利用状況に合わせて、適宜、不陸整正を行うこと。
- ③野球場の芝生は、フェールラインから両側90cmを切り取り整地すること。
- ④野球場の内野と外野の境目の芝生は、段差とならないように切り取りし、転圧して整地すること。
- ⑤上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

2 実施業務の報告書

業務完了後、報告書を作成し1部提出すること。

芝管理業務 作業位置図



築館野球場 (赤)

①メイングラウンド (内野)	2,710 m ²
②メイングラウンド (外野)	7,470 m ²
③メイングラウンド (スタンド)	640 m ²
④サブグラウンド (内野)	2,000 m ²
⑤サブグラウンド (外野)	4,800 m ²

④補助競技場 (平面)

①インフィールド

②アウトフィールド (平面)

③アウトフィールド (法面)

築館陸上競技場 (黄)

①インフィールド	7,760 m ²
②アウトフィールド (平面)	4,250 m ²
③アウトフィールド (法面)	960 m ²
④補助競技場 (平面)	4,307 m ²

加圧給水ユニット保守点検業務標準内容

栗原市築館多目的競技場加圧給水ポンプユニットにおいて、定期点検を実施し、施設利用者の支障とならないよう安全な機器設備の保全に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用者の安全性を確保し、その機器設備の保全を図るものとする。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 保守点検機器

	機種名	型式	数量
1	散水用加圧給水ポンプユニット (エバラフレッシュー3100)	50BNVME7.5BN	1式

3 業務の内容

- (1) 保守点検は、年1回とする。
- (2) 点検項目は、ユニットにおけるポンプ、制御盤、インバータ等の定期点検が必要な部位すべてにおいて実施し、必要があれば交換等を行うものとする。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

4 業務報告

業務完了後、報告書を作成し1部提出すること。

散水設備保守点検業務標準内容

栗原市築館多目的競技場散水設備において、定期点検を実施し、施設利用者の支障とならないよう安全な機器設備の保全に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用者の安全性を確保し、その機器設備の保全を図るものとする。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 保守点検機器

	機種名	型式	数量
1	自動散水器 (埋設型ポップアップスプリンクラー)	HU890PS	6基

3 業務の内容

- (1) 保守点検は、年1回とする。
- (2) 点検項目は、散水設備における加圧装置、制御・操作盤、電磁弁、散水器等の定期点検が必要な部位すべてにおいて実施し、必要があれば交換等を行うものとする。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

4 業務報告

業務完了後、報告書を作成し1部提出すること。

プールろ過装置保守点検業務標準内容

栗原市築館B&G海洋センタープールのろ過装置において、定期点検を実施し、施設利用者の支障とならないよう安全な機器設備の保全に努めること。

1 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用者の安全性を確保し、その機器設備の保全を図るものとする。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

2 保守点検機器

	機種名	型式	数量
1	ろ過装置 (全自動A-1フィルター)	PA60-206AT	一式

3 業務の内容

- (1) 保守点検は年3回とする。
 - ① 1回目は、プール使用開始前運転調整を行う。
 - ② 2回目は、主に水質管理、機械の動作確認を行う。
 - ③ 3回目は、翌年のための運転調整を行う。
- (2) 主な点検項目は次のとおり実施し、必要があれば交換等を行うものとする。
 - ①装置の動作確認
 - ②フィルター洗浄（48枚）
 - ③ポンプモーター、ヘアーキャッチャーの調整確認
 - ④バルブ、配管漏水等の確認
 - ⑤計器類の確認
 - ⑥塩素滅菌機の点検調整
 - ⑦水質管理の指導
 - ⑧その他定期点検が必要な部位すべて
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

4 業務報告

業務完了後、報告書を作成し1部提出すること。

プール水質検査業務標準内容

栗原市築館B & G海洋センタープールの衛生水準を確保するため、水道法等の関係法令に準拠して検査を実施すること。

1 水質検査の実施

遊泳用プールの水質検査は、厚生労働省通知「遊泳用プールの衛生基準について」（平19年5月28日付け健発第528003号厚生労働省健康局長通知）に基づき行う。

2 水質検査の内容

検査項目	基準	検査頻度
水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上 8.6 以下	毎月 1 回以上
濁度	2 度以下	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下	
一般細菌	200CFU/mL 以下	
総トリハロメタン	0.2mg/L 以下（暫定目標値）	毎年 1 回以上
大腸菌	検出されないこと	毎月 1 回以上
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L 以上 (1.0mg/L 以下が望ましい)	毎日午前中 1 回以上及び午後 2 回以上
二酸化塩素濃度 (二酸化塩素で消毒を行う場合)	0.1mg/L 以上 0.4mg/L 以下	
亜塩素酸濃度 (二酸化塩素で消毒を行う場合)	1.2mg/L 以下	

3 水質検査の記録

水質検査実施後、検査結果等の記録は3年間保存すること。

し尿収集運搬業務標準内容

栗原市築館野球場及び栗原市築館陸上競技場の汲み取り式トイレにおいて、清潔な環境衛生の維持に努めること。

1 し尿収集するトイレの数量

	施設名	種別 (処理方式)	容量	数量
1	栗原市築館野球場 Bグラウンド (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	汲み取り式	約 800 リットル	1 基
2	栗原市築館陸上競技場 (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	汲み取り式 (簡易水洗)	約 1,700 リットル	1 基
3	栗原市築館陸上競技場 補助競技場 (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	汲み取り式 (簡易水洗)	580 リットル	2 基

2 業務実施に当たっての基本的事項

- (1) 利用者の不便とならないよう、施設の環境衛生の保全を図るものとする。
- (2) 作業を行うにあたっては、利用者に配慮して実施すること。

3 業務の内容

- (1) 利用状況に合わせて便槽の状態を確認し、随時、し尿汲み取りを行う。
- (2) 運搬業者は、市のし尿収集運搬委託業者であること。
- (3) 上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

4 業務報告

業務完了後、報告書を作成し1部提出すること。

防火対象物定期点検業務標準内容

栗原市築館B & G海洋センター体育館、栗原市築館B & G海洋センタープール、栗原市築館野球場、栗原市陸上競技場、栗原市築館体育センター及び栗原市築館多目的競技場の防火管理の状況、消防用設備等の設置等火災予防上必要な事項について、消防関係法令等に準拠して点検を実施すること。

1 定期点検の実施

消防関係法令に基づき、防火管理及び消防用設備等の定期点検を実施する。

2 対象の防火対象物

	施設名	防火対象物	構造	面積
1	栗原市築館B & G海洋センター体育館 (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	体育館	R C 造 1 階	床面積 1, 1 0 2. 0 m ² 延べ床面積 1, 1 0 2. 0 m ²
2	栗原市築館B & G海洋センタープール (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	管理棟	R C 造 1 階	床面積 1 1 1. 7 8 m ² 延べ床面積 1 1 1. 7 8 m ²
		プール	S 造 1 階	床面積 1, 1 4 4. 7 1 m ² 延べ床面積 1, 1 4 4. 7 1 m ²
3	栗原市築館野球場 (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	観覧場	R C 造 2 階	床面積 2 5 3. 2 0 m ² 延べ床面積 2 5 3. 2 0 m ²
4	栗原市築館陸上競技場 (栗原市築館字荒田沢 41 番地 241)	管理棟	R C 造 2 階	床面積 1 6 3. 6 6 m ² 延べ床面積 2 6 7. 0 0 m ²
		倉庫	R C 造 1 階	床面積 1 8 7. 9 2 m ² 延べ床面積 1 8 7. 9 2 m ²
		観覧場	R C 造 2 階	床面積 6 8 0. 3 3 m ² 延べ床面積 7 6 4. 6 5 m ²
5	栗原市築館体育センター (栗原市築館高田二丁目 8 番 1 2 号)	体育館	R C 造 1 階	床面積 1, 0 3 9. 2 0 m ² 延べ床面積 1, 0 3 9. 2 0 m ²
6	栗原市築館多目的競技場 (栗原市築館高田二丁目 8 番 1 2 号)	管理棟	S 造 2 階	床面積 1 8 9. 5 5 m ² 延べ床面積 3 8 7. 9 2 m ²
		観覧席 A	S 造 1 階	床面積 6 5. 8 8 m ² 延べ床面積 6 5. 8 8 m ²
		観覧席 B	S 造 1 階	床面積 6 5. 8 8 m ² 延べ床面積 6 5. 8 8 m ²

2 定期点検の内容

- (1) 防火管理者選任（解任）及び消防計画の届出がなされているか。
- (2) 消防計画に定められた事項が適切に行われているか。
- (3) 避難通路、避難口及び防火戸等の管理について、避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されていないか。
- (4) 防火対象物品の使用を要するものに、防火性能を有する旨の表示がされているか。
- (5) 消防用設備等が法令に従って設置されているか。
- (6) 消防用設備等設置した場合、必要な届出がなされ、検査を受けているか。
- (7) 火災予防条例の基準に適合しているか。

3 定期点検の報告書

- (1) 定期点検は1年に1回とし、その結果を消防長又は消防署長に報告すること。
- (2) 管理権原者は、点検を行った結果を防火管理維持台帳に記録。保存すること。

法面等環境整備業務標準内容

栗原市築館B&G海洋センター体育館、栗原市築館B&G海洋センタープール、栗原市築館野球場、栗原市築館陸上競技場、栗原市築館体育センター及び築館多目的競技場の法面等において緑地管理を実施し、施設利用者の支障とならないよう適正な環境の維持に努めること。

1 業務対象施設及び業務内容

(1) 急斜面刈払い

	業務場所	面積	業務内容（年間実施回数）	
			刈払	伐採
1	栗原市築館B&G海洋センター体育館 (栗原市築館字荒田沢4 1 番地2 4 1)	4, 5 0 0 m ²	1 回	—
	栗原市築館B&G海洋センタープール (栗原市築館字荒田沢4 1 番地2 4 1)			
2	栗原市築館野球場 (栗原市築館字荒田沢4 1 番地2 4 1)	2, 0 0 0 m ²	1 回	1 回
3	栗原市築館陸上競技場 (栗原市築館字荒田沢4 1 番地2 4 1)	3 0 0 m ²	1 回	1 回
4	栗原市築館体育センター (栗原市築館高田二丁目8 番1 2 号)	9, 0 0 0 m ²	1 回	1 回 (初年度のみ)
	栗原市築館多目的競技場 (栗原市築館高田二丁目8 番1 2 号)			

※別紙位置図参照

(2) 法面刈払い

(1) に定める範囲以外の法面については、生育状況に合わせて、適宜、刈払いを行うこと。

(3) その他維持管理について

上記に定めるもの以外に、業務を行う上で必要が生じた場合には、これを行うこと。

2 実施業務の報告書

業務完了後、報告書を作成し1部提出すること。

法面等環境整備業務 作業位置図

- ①赤 4,500 m²
- ②青 2,000 m²
- ③黄 300 m²



